

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番117	—	情報照会者:厚生労働大臣 事務:年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番119	情報照会者:都道府県知事 事務:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番120	—	情報照会者:都道府県知事 事務:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続 その他	中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、選挙システム、下水道事業受益者負担金システム、財務会計システム、文書管理システム、人事・給与・庶務事務システム、水道料金オンラインシステム	中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、選挙システム、下水道事業受益者負担金システム、財務会計システム、文書管理システム、人事・給与・庶務事務システム、水道料金オンラインシステム、小児慢性等システム、教育事務システム、放課後児童クラブ利用料金収納管理システム、庁内LAN	事後	接続システムの対象の増加によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 60件 移転を行っている 20件	提供を行っている 62件 移転を行っている 27件	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	システムのアクセスログ管理機能により、利用者、日時、利用端末、利用情報等の情報を記録している。	システムのアクセスログ管理機能により、利用者、日時、利用端末、利用情報等の情報を記録し、年1回以上分析している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・システムで特定個人情報ファイルにアクセスした場合は、アクセスログにより記録している(委託先及び再委託先の従業者がシステムを操作する場合を含む。)	・システムで特定個人情報ファイルにアクセスした場合は、アクセスログ管理機能により、利用情報等の情報を記録し、年1回以上分析している(委託先及び再委託先の従業者がシステムを操作する場合を含む。)	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・市税システムにおいては、照会者、照会日時、照会した内容について、照会履歴を取得している。	・市税システムにおいては、照会者、照会日時、照会した内容について、照会履歴を記録し、年1回以上分析している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅳ その他のリスク対策 ①自己点検 具体的なチェック方法	<p><広島市における措置> ・毎年1回、情報セキュリティの自己点検を実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	<p><広島市における措置> ・「広島市情報セキュリティポリシー」に、「定期的に又は必要に応じて自己点検を行い、改善の必要があるものについては、速やかに改善措置を行うこと」を定め、毎年1回、情報セキュリティの自己点検を実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、毎年1回、自己点検を実施することとしている。</p>	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅳ その他のリスク対策 ②監査 具体的な内容	<p><広島市における措置> ・情報セキュリティに関する外部監査を定期的に実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p><広島市における措置> ・「広島市情報セキュリティポリシー」に、「定期的に又は必要に応じて情報セキュリティ監査を行い、改善の必要があるものについては、速やかに改善措置を行うこと」を定め、毎年1回、外部監査を実施することとしている。</p> <p>(監査内容) ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全措置など</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、毎年1回、監査を行うこととしている。</p>	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	添付資料1 別添1 事務の内容	(記載なし)	「企業」→「地方税ポータルセンタ」→「電子申告・年金特徴システム」→「市税システム」間に「⑥ 納付情報等」を追加	事後	特定個人情報ファイルに含まない情報の授受に関する記載を追加したもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	添付資料1 別添2 事務の内容 (備考)⑥	⑥納税者の納付(納入)状況について、金融機関等からの領収済通知書等により確認する。	⑥納税者の納付(納入)状況について、金融機関等からの領収済通知書、地方税ポータルセンタからの納付情報等により確認する。	事後	特定個人情報ファイルに含まない情報の授受に関する記載を追加したもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<p>所属・係ごとに業務で使用する機能をあらかじめ設定し、その機能に限るよう権限設定を行っている。</p> <p><共通基盤における措置> 1. ICカード管理台帳を作成し、ユーザIDごとのシステム利用権限を管理している。 2. ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を10年間保管することとしている。</p>	<p>・所属・係ごとに業務で使用する機能をあらかじめ設定し、その機能に限るよう権限設定を行っている。 ・ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を5年間保管することとしている。</p> <p><共通基盤における措置> 1. ICカード管理台帳を作成し、ユーザIDごとのシステム利用権限を管理している。 2. ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を10年間保管することとしている。</p>	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク 4. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特定個人情報を含む紙媒体が不正に使用されるリスクについては、執務室を関係者以外立入禁止としており、また特定個人情報を含む紙媒体は鍵付保管庫等で保管している。	その他、特定個人情報の使用にあたり以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 また、特定個人情報を含む紙媒体が不正に使用されるリスクについては、執務室を関係者以外立入禁止としており、また特定個人情報を含む紙媒体は鍵付保管庫等で保管している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書において、個人情報の登録された資料の複製を禁止しており、契約終了後には直ちに返還することになっている。 ・電子記録媒体を廃棄する場合には、内部の情報が完全に判読不能の状態にしてから廃棄することになっている。 ・本市は上記の履行状況を確認するため、報告を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	・契約書において、個人情報の登録された資料の複製を禁止しており、契約終了後には直ちに返還することになっている。 ・電子記録媒体を廃棄する場合には、管理者の許可を得て、記録媒体に対して一定回数以上の書き換え又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することになっている。 ・本市は上記の履行状況を確認するため、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	契約書において、再委託を行う場合にはあらかじめ本市の承諾を得ることとしており、市が承諾するに当たっては、再委託の必要性、再委託先の情報管理体制などを確認の上、検討することになっている。	・契約書において、再委託を行う場合にはあらかじめ本市の承諾を得ることとしており、市が承諾するに当たっては、再委託の必要性、再委託先の情報管理体制などを確認の上、検討することになっている。 ・情報セキュリティ実施手順に基づき、再委託先においても、委託先と同様の情報セキュリティ対策を実施させている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先9	移転先9: 都市整備局住宅政策課 ①法令上の根拠: 広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の7の項及び17の項 ②移転先における用途: 市営住宅家賃の決定 ③移転する情報: 個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 個人市民税の納税者、課税調査の対象者等 ⑥移転方法: 庁内連携システム ⑦時期・頻度: 年1回	移転先9: 都市整備局住宅政策課 ①法令上の根拠: 広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の31の項及び54の項、広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の5の項、7の項及び20の項 ②移転先における用途: 市営住宅家賃の決定 ③移転する情報: 個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 市営住宅入居者又はその同居者若しくは市営住宅入居申込者又はその同居予定者 ⑥移転方法: 庁内連携システム ⑦時期・頻度: 随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先16 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の11の項	番号利用法別表第2の70の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先16 ①移転先による用途	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の決定、養育医療に要する費用の徴収	母子保健法による費用の徴収	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先21	-	移転先21:健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の23の項 ②移転先における用途:補装具費の支給に係る負担能力の認定 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:個人市民税納税者、課税調査対象者のうち利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯 個人市民税納税者、課税調査対象者のうち当該障害者及び配偶者 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先22	-	移転先22:こども未来局保育企画課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の16の項 ②移転先における用途:施設型給付等に係る利用者負担額の決定、副食費の免除決定 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先23	-	移転先23:健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の17の項 ②移転先における用途:重度心身障害者医療費補助の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:重度心身障害者、当該重度心身障害者の配偶者及び扶養義務者 ⑥移転方法:庁内連携システム、その他(市税システム端末操作) ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先24		移転先24:健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の18の項 ②移転先における用途:子ども医療費補助の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:子どもの保護者 ⑥移転方法:庁内連携システム、その他(市税システム端末操作) ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先25		移転先25:健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の19の項 ②移転先における用途:ひとり親家庭等医療費補助の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:対象児童等、児童と生計を一にする扶養義務者 ⑥移転方法:庁内連携システム、その他(市税システム端末操作) ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先26		移転先26:健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の21の項 ②移転先における用途:介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:市税の納税者、課税調査対象者のうち介護保険被保険者及びその世帯員 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先27		移転先27:健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の22の項 ②移転先における用途:障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費の支給に係る負担能力の認定 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:個人市民税納税者、課税調査対象者のうち利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・市税システム情報セキュリティ実施手順に基づき、特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊するとともに管理台帳に廃棄日を記載する。	・市税システム情報セキュリティ実施手順に基づき、特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、委託業者が記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊するとともに管理台帳に廃棄日を記載する。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発	次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ研修 新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修 ・公務員倫理研修 全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修	次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 なお、情報セキュリティ研修については、eラーニングを導入し、未受講者に対して催促メールを送信することで受講率の向上を図っている。また、公務員倫理研修(情報セキュリティに関する部分)については、庁内LANの全庁資料室に研修資料を掲載しているため、未受講者がいつでも研修資料を参照できる。 ・情報セキュリティ研修 新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修 ・公務員倫理研修(情報セキュリティに関する部分) 全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等	個人市民税納税者、課税調査対象者のうち利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等	個人市民税納税者、課税調査対象者のうち利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等	個人市民税納税者、課税調査対象者のうち利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯 個人市民税納税者、課税調査対象者のうち当該障害者及び配偶者	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等(そのうち自立支援医療費の支給認定に該当するもの)	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等のうち特別児童扶養手当に該当するもの	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等のうち、障害児福祉手当又は特別障害者手当に該当するもの	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の課税対象者、課税調査の対象者等	子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先17 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	同一世帯に属する者	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	民間事業者が提供するASPサービスを利用して電子申告・年金特徴システムを運用	民間事業者が提供するASPサービスを利用して電子申告・年金特徴システムを運用・保守	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	・紙媒体による入手は、あらかじめ決められた窓口限定し、搾取・奪取が行えないようにしている。	・紙媒体による入手は、あらかじめ決められた窓口限定し、奪取が行えないようにしている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	・所属・係ごとに業務で使用する機能をあらかじめ設定し、その機能に限るよう権限設定を行っている。 ・ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を5年間保管することとしている。	・所属・係ごとに業務で使用する機能をあらかじめ設定し、その機能に限るよう権限設定を行っている。 ・ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を5年間保管することとしている。 ・アクセス権限を有する全職員について、権限設定に誤りがないか年1回確認を行う。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	—	・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。 ・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	—	・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。 ・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	・特定個人情報の消去にあたっては、ハードディスク等の記録装置に対する一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することとしている。	・特定個人情報の消去にあたっては、委託業者がハードディスク等の記録装置に対する一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することとしている。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	・市税システム情報セキュリティ実施手順に基づき、特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊するとともに管理台帳に廃棄日を記載する。	・市税システム情報セキュリティ実施手順に基づき、特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、委託業者が記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊するとともに管理台帳に廃棄日を記載する。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・サーバー、パソコン等情報機器については、記録装置に対して、物理的破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。	・サーバー、パソコン等情報機器については、記録装置に対して、委託業者が物理的破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠	1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 なお、上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠	1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 なお、上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年6月18日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の2の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、102、115の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年6月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先28	-	移転先28: 健康福祉局保護自立支援課、各区厚生部生活課 ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第7項別表第2の26の項 ②移転先における用途: 保護の実施に関する事務 ③移転する情報: 個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 要保護者又は被保護者であった者 ⑥移転方法: 庁内連携システム ⑦時期・頻度: 随時	事後	特定個人情報の移転先を追加することによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先29	-	移転先29:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の3の項 ②移転先における用途:児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:年次、随時	事後	特定個人情報の移転先を追加することによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、102、115の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条 ※番号利用法別表第二の29、102、115の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	番号利用法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1)	番号利用法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1)	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先10 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法第19条第7項別表第2の66の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の66の項	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先11 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法第19条第7項別表第2の67の項	番号利用法別表第2の67の項	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先21 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の23の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の24の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先26 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の21の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の22の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先21 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の22の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の23の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先30	—	移転先30: ①法令上の根拠: 広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の21の項 ②移転先における用途: 重度精神障害者通院医療費補助の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査 ③移転する情報: 個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 重度精神障害者、当該重度心身障害者の配偶者及び扶養義務者 ⑥移転方法: 庁内連携システム ⑦時期・頻度: 年次、随時	事後	特定個人情報の移転先を追加することによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	(別紙1)番号利用法第19条第8号別表第2に定める事務	(別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務	(別紙1)番号利用法第19条第8号別表第2に定める事務	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	(別紙1)番号利用法第19条第8号別表第2に定める事務	—	項番: 121 情報照会者: 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等事務: 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	4. 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を払出す。	4. 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を割り当てる。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	1. 符号管理機能 情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 他の行政機関等への特定個人情報の照会及び提供された特定個人情報の受領を行う機能 3. 情報提供機能 他の行政機関等からの特定個人情報の照会に対して、該当する特定個人情報を提供する機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための連携を行う機能 5. 情報提供等記録管理機能 他の行政機関からの特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 情報提供の対象となる特定個人情報の副本を保持・管理する機能	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する機能	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供及び符号取得のための連携を行う機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号化や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理及び情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報の管理を行う機能	7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号化、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除等を行う機能	9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	(右記を追加)	11. 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能 12. お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能	事後	特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムの機能を追記したもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	I 基本情報 (別添1)事務内容	(備考) ①～⑦ (略) ⑧納期限までに完納しない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑨督促状送付後も完納しない場合は、広島市市税等お知らせセンターから納税者に電話による納付勧奨等を行う。また、職員による滞納整理を開始する。 ⑩納税者等からの証明書交付請求書を受け付け、請求内容に応じた証明書を交付する。	(備考) ①～⑦ (略) ⑧⑦について、必要に応じて、番号利用法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムにより情報照会を行う。 ⑨納期限までに完納しない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑩督促状送付後も完納しない場合は、広島市市税等お知らせセンターから納税者に電話による納付勧奨等を行う。また、職員による滞納整理を開始する。 ⑪納税者等からの証明書交付請求書を受け付け、請求内容に応じた証明書を交付する。	事前	
令和5年12月21日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 その他	—	口座登録・連携ファイル関係情報	事前	
令和5年12月21日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性 ③業務関係情報	(右記を追加)	・口座登録・連携ファイル関係情報: 納税義務者からの依頼に基づき、過誤納金等の振込先口座を取得するため。	事前	
令和5年12月21日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 【個人市・県民税関係】 <課税台帳情報>	(右記の項目を追加)	226.減免前森林環境税額 227.減免後森林環境税額 228.森林環境税減免額 229.特徴森林環境税額 230.普徴森林環境税額 231.年金以外分普徴森林環境税額 232.年金対象森林環境税額 233.年金特徴森林環境税額 234.月割・期割額別国税額	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月21日	IIファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 【収納管理関係】 <収納管理情報>	(右記の項目を追加又は修正)	4.通知書番号 6.賦課区 12.過誤納額 14.収入年月日 15.収入区分	事前	
令和5年12月21日	IIファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 【収納管理関係】 <還付充当情報>	-	1.還付充当番号 2.調定年度 3.対象年度 4.科目 5.通知書番号 6.期別 7.賦課区 8.宛名番号 9.過誤納額 10.過誤納通知日 11.過誤納理由 12.支出決定日 13.還付額 14.充当額 15.還付加算金 16.還付方法 17.還付口座情報 18.口座登録・連携ファイル情報、19.還付年月日 20.充当先調定年度 21.充当先対象年度 22.充当先科目 23.充当先通知書番号 24.充当先期別 25.充当先賦課区 26.更新職員ID 27.更新年月日	事前	
令和5年12月21日	IIファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 【収納管理関係】 <共通納税納付情報>	-	1.納付番号 2.納付区分 3.確認番号 4.調定年度 5.対象年度 6.宛名番号 7.納税者ID 8.利用者ID 9.納付額 10.納付年月日 11.収入年月日 12.更新職員ID 13.更新年月日	事前	
令和5年12月21日	IIファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 【滞納管理関係】 <滞納者情報>	(右記の項目を追加又は修正)	18.期別コード 110.徴収猶予ID 201.申請者グループコード 232.本税充当額 233.延滞金充当額 331.自宅電話番号 332.携帯電話番号 355.約束担当者所属課名 368.電話番号情報 369.加算金情報 370.土地情報 371.家屋情報 372.充当額残額情報 373.未充当額情報 374.不納欠損額情報 375.連絡先情報 376.勤務先情報 377.送付先情報 378.本籍情報 379.外国籍情報 380.本税収納額 381.延滞金収納額 382.収納額合計 383.執行停止延滞金額 384.収入年月日 385.確定延滞金 386.算出延滞金 387.一時取扱金情報 388.関係者情報 389.時効管理情報 390.預かり文書情報 391.公売情報 392.同一人情報	事前	
令和5年12月21日	IIファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	国税庁、年金保険者、地方公共団体情報システム機構	国税庁、年金保険者、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁	事前	
令和5年12月21日	IIファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 ③業務関係情報	(右記を追加)	・口座登録・連携ファイル関係情報:随時	事前	
令和5年12月21日	IIファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<広島市における措置> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。それぞれの入口を通過するためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのICカードが必要となる。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 なお、上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。	<広島市における措置> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは個人ごとに事前に入室申請しておく必要がある。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	IIファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは中間サーバー用データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月21日	IIファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	IIIリスク対策(プロセス) 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手の際の本人確認の措置の内容	<p><共通基盤における措置></p> <p>・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様にに基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の情報と紐付けられたり、全く別の情報に書き換えられたりすることはない。</p>	<p><共通基盤における措置></p> <p>・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様にに基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の情報と紐付けられたり、別の情報に書き換えられたりすることはない。</p>	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	IIIリスク対策(プロセス) 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 個人番号の真正性確認の措置の内容	<p><共通基盤における措置></p> <p>・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様にに基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、全く別の番号に書き換えられたりすることはない。</p>	<p><共通基盤における措置></p> <p>・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様にに基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、別の番号に書き換えられたりすることはない。</p>	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	IIIリスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	<p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p>	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	IIIリスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	IIIリスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	IIIリスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月21日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><広島市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。それぞれの入口を通過するためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのICカードが必要となる。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 <p>なお、上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。</p>	<p><広島市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 <p>上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。</p> <p>また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。</p>	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (右記を追加)</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	事後	具体的な対策の内容を追記したもので、当該リスクを明らかに軽減させる変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	Ⅳ リスク対策(その他) 2.従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和6年11月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>1 納税者からの申告、届出等による課税管理事務</p> <p>2 収納情報及び課税情報による収納、還付、充当等を行う収納管理事務</p> <p>3 滞納情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理事務</p> <p>4 納税者の宛名情報の特定や突合を行う宛名管理事務</p> <p>・納税者からの申告、届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を市の収入として受け入れ、納付額が課税額よりも多い場合は超過額を還付し、納税者からの納付がない場合、納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 (詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税のうち、市税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>1 納税者からの申告、届出等による課税管理事務</p> <p>2 収納情報及び課税情報による収納、還付、充当等を行う収納管理事務</p> <p>3 滞納情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理事務</p> <p>4 納税者の宛名情報の特定や突合を行う宛名管理事務</p> <p>・納税者からの申告、届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を市の収入として受け入れ、納付額が課税額よりも多い場合は超過額を還付し、納税者からの納付がない場合、納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 (詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)</p>	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルにおいて使用するシステム システム1 ②システムの機能	<p>・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課徴収に関する電算処理機能</p> <p>①各税目の納税者番号の付番、確認</p> <p>②各税目の税額計算及び台帳作成</p> <p>③申告書等の情報の管理</p> <p>④納税者の基本情報や関係者情報の管理</p> <p>⑤各税目の納税通知書、納付書等の帳票発行</p> <p>⑥法定調書等の資料情報の管理</p> <p>⑦各種証明書発行</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税のうち、市税又は森林環境税の賦課徴収に関する電算処理機能</p> <p>①各税目の納税者番号の付番、確認</p> <p>②各税目の税額計算及び台帳作成</p> <p>③申告書等の情報の管理</p> <p>④納税者の基本情報や関係者情報の管理</p> <p>⑤各税目の納税通知書、納付書等の帳票発行</p> <p>⑥法定調書等の資料情報の管理</p> <p>⑦各種証明書発行</p>	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の滞納整理に関する電算処理機能 ①滞納者の滞納状況の管理 ②滞納者との折衝記録の管理 ③滞納整理関係帳票、納付書等の作成 ④統計情報の管理	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税のうち、市税又は森林環境税の滞納整理に関する電算処理機能 ①滞納者の滞納状況の管理 ②滞納者との折衝記録の管理 ③滞納整理関係帳票、納付書等の作成 ④統計情報の管理	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)	共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	I 基本情報 5. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第一の16の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表の24の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条 ※番号利用法別表第二の29、102、115の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第3、4、5、6、7、9、13、15、17、22、30、39、41、44、50、51、55、59、60、61、65、67、68、71、75、77、78、83、85、86、88、89、90、91、92、93、94、98、100、108、110、117、126、127、131、132、134、139、140、142、143、144、146、149、153、154、157、158、160、162、163、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175条	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 【個人市・県民税関係】 <課税台帳情報>	(右記の項目を追加又は修正)	226. 森林環境税額 227. 普通徴収森林環境税額 228. 特別徴収森林環境税額 229. 年金特徴森林環境税額 230. 公年所得算出森林環境税額 231. 定額減税前都道府県民税所得割額 232. 定額減税前市町村民税所得割額 233. 都道府県民税定額減税額 234. 市町村民税定額減税額 235. 都道府県民税定額減税可能額 236. 市町村民税定額減税可能額	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 eLTAX等課税資料のデータチェック処理業務	追加	①委託内容:給与支払報告書等課税資料のデータチェック処理等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲:特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:市税の納税者、課税調査の対象者等の一部 その妥当性:電算処理により課税するため、各種申告書等のデータチェックを行うことから、特定個人情報ファイルの取扱いが必要となる。 ③委託先における取扱者数:10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法:紙、その他(市税システム、eLTAX) ⑤委託先名の確認方法:広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。 ⑥委託先名:TOPPANエッジ株式会社 西日本営業統括本部 中四国営業本部 中国営業部 広島営業所 ⑦再委託の有無:再委託しない	事前	①重要な変更
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	提供を行っている 62件 移転を行っている 27件	提供を行っている 78件 移転を行っている 30件	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	番号利用法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1)	番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者(別紙1)	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	番号利用法別表第二に定める事務	番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める特定個人番号利用事務	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の9の項	番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の86及び87の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先5	こども未来局児童相談所支援課	こども未来局児童相談所	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先9 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の31の項及び54の項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の5の項、7の項及び20の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の53の項及び76の項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の5の項、7の項及び20の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先10 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の66の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の91の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先11 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の67の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の92の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先12	こども未来局保育企画課	こども未来局幼保企画課	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先13	こども未来局こども・家庭支援課	こども未来局こども青少年支援部	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先14	こども未来局こども・家庭支援課	こども未来局こども青少年支援部	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先14 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の57の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の81の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先15	こども未来局こども・家庭支援課	こども未来局こども青少年支援部	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先15 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の74の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の106の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先16	こども未来局こども・家庭支援課	こども未来局こども青少年支援部	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先16 ①法令上の根拠	番号利用法別表第2の70の項	番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の96の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先17	こども未来局こども・家庭支援課	こども未来局こども青少年支援部	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先17 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の64の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の89の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先18	こども未来局こども・家庭支援課	こども未来局こども青少年支援部	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先18 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の65の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の90の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先19	こども未来局こども・家庭支援課	こども未来局こども青少年支援部	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先20	こども未来局児童相談所支援課、こども未来局こども・家庭支援課	こども未来局児童相談所、こども未来局こども青少年支援部	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先22	こども未来局保育企画課	こども未来局幼保企画課	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先28 ①法令上の根拠	番号利用法第19条第7項別表第2の26の項	番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の42の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先29	こども未来局こども・家庭支援課	こども未来局こども青少年支援部	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 項番1	事務 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事務 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの 特定個人情報 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって次条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 項番2	事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第四条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 項番3	事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第五条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第2条の表に定める事務 情報提供者 総務大臣又は都道府県知事	追加	事務 恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第六条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 厚生労働大臣	項番 4 事務 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 5 事務 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第七条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 全国健康保険協会	項番 6 事務 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 7 事務 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第九条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事	項番 8 事務 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 11 事務 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第十三条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事	項番 9 事務 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 13 事務 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第十五条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長	項番 13 事務 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 15 事務 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第十七条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事又は市町村長	項番 16 事務 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 20 事務 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第二十二条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長	項番 18 事務 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 28 事務 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第三十条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長	項番 20 事務 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 37 事務 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第三十九条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事	項番 23 事務 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 39 事務 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第四十一条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事等	項番 26 事務 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 42 事務 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第四十四条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長	項番 27 事務 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 48 事務 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第五十条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事	項番 28 事務 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 49 事務 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 厚生労働大臣又は共済組合等	項番 29 事務 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	項番 31 事務 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 53 事務 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第五十五条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第五十五条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 日本私立学校振興・共済事業団	項番 34 事務 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 57 事務 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第五十九条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 厚生労働大臣又は共済組合等	項番 35 事務 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 58 事務 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第六十条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	項番 37 事務 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 59 事務 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第六十一条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	項番 38 事務 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 63 事務 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第六十五条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 国家公務員共済組合	項番 39 事務 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 65 事務 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第六十七条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 国家公務員共済組合連合会	項番 40 事務 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 66 事務 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第六十八条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長又は国民健康保険組合	項番 42 事務 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 69 事務 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第七十一条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 厚生労働大臣	項番 48 事務 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 73 事務 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第七十五条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長	項番 53 事務 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 75 事務 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第七十七条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	項番 54 事務 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 76 事務 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第七十八条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第七十八条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事等	項番 57 事務 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 81 事務 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第八十三条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 地方公務員共済組合	項番 58 事務 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 83 事務 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第八十五条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	項番 59 事務 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 84 事務 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第八十六条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長	項番 61 事務 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 86 事務 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第八十八条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長	項番 62 事務 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 87 事務 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第八十九条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事	項番 63 事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 88 事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第九十条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事又は市町村長	項番 64 事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 89 事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事等	項番 65 事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 90 事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 厚生労働大臣又は都道府県知事	項番 66 事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 91 事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第九十三条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事等	項番 67 事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 92 事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第九十四条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長	項番 70 事務 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 96 事務 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第九十八条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 厚生労働大臣又は都道府県知事	項番 71 事務 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 98 事務 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	項番 74 事務 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 106 事務 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百八条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長	追加	項番 108 事務 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百十条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 後期高齢者医療広域連合	項番 80 事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 115 事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百七条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百七条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 厚生労働大臣	項番 84 事務 昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	項番 85の2 事務 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 124 事務 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第二百二十六条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第二百二十六条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事等	項番 87 事務 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 125 事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第二百二十七条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 厚生労働大臣	項番 91 事務 平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 129 事務 平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第三十一条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第三十一条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	項番 92 事務 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 130 事務 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第三十二条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第三十二条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長	項番 94 事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 132 事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第三十四条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第三十四条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	項番 97 事務 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 137 事務 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百三十九条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 厚生労働大臣	項番 101 事務 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 138 事務 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百四十条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 農林漁業団体職員共済組合	項番 102 事務 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 独立行政法人農業者年金基金	項番 103 事務 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 140 事務 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百四十二条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 独立行政法人日本学生支援機構	項番 106 事務 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 141 事務 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百四十三条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 厚生労働大臣	項番 107 事務 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 142 事務 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百四十四条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事又は市町村長	項番 108 事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 144 事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百四十六条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 総務大臣	追加	項番 147 事務 国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの 特定個人情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報であって第百四十九条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	項番 113 事務 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 151 事務 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百五十三条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 厚生労働大臣	項番 114 事務 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 152 事務 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百五十四条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	項番 115 事務 平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 市町村長	項番 116 事務 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 155 事務 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百五十七条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 厚生労働大臣	項番 117 事務 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 156 事務 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百五十八条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事	項番 120 事務 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 158 事務 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第六十条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	項番 121 事務 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 160 事務 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第六十二条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第六十二条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事等	追加	項番 161 事務 昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活保護関係事務の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第六十三条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第六十三条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	追加	項番 163 事務 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第六十五条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第六十五条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事	追加	項番 164 事務 「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第六十六条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第六十六条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事	追加	項番 165 事務 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第六十七条で定めるもの 特定個人情報 □ 地方税関係情報であって第六十七条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事	追加	項番 166 事務 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報第百六十八条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 文部科学大臣	追加	項番 167 事務 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの 特定個人情報 □ 地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事又は都道府県教育委員会	追加	項番 168 事務 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事又は都道府県教育委員会	追加	項番 169 事務 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事又は都道府県教育委員会	追加	項番 170 事務 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 文部科学大臣	追加	項番 171 事務 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第百七十三条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事 又は都道府県教育委員会	追加	項番 172 事務 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第七十四条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第七十四条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第8に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務 情報提供者 都道府県知事	追加	項番 173 事務 「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第七十五条で定めるもの 特定個人情報 地方税関係情報であって第七十五条で定めるもの	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報の漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<業務システム、共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ認められた通信以外の通信を許可しない仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。	<業務システム、共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ認められた通信以外の通信を許可しない仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。 ・LGWANと本市のネットワークの間にDMZを設け、共通基盤から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 個人情報の使用 リスク3: 従業員が事務外で使用するリスク・リスクに対する措置の内容	<共通基盤における措置> ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)を取得・保存しており、事務外で利用した場合には、その職員を特定可能であることを職員に周知し、事務外での使用の抑止を図っている。	<共通基盤における措置> ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)を取得・保存しており、事務外で利用した場合には、その職員を特定可能であることを職員に周知し、事務外での使用の抑止を図っている。 ・機能ごとにアクセスできる端末の制限を行っている。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	1. 不正アクセス防止 ・共通基盤の各種機能の利用にあたっては、ICカードによる利用者認証及び権限管理を行っており、あらかじめ登録された職員以外が特定個人情報にアクセスすることはできない。また、各種機能に係る操作記録(ログ)の取得・保存を行っており、不正使用が認められる場合には、職員の特定が可能であることを周知することで、特定個人情報への不正アクセスの抑止を図っている。 ・本市の庁内ネットワークは、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ設定された通信仕様に基づく通信のみ許可する仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。また、本市の庁内ネットワークは、常時監視を行っており、不正アクセス等の脅威が検知された場合には、監視画面に警告が表示されると共に、脅威の種類、対象端末(又はサーバー、ネットワーク機器)、時間等を記録する操作記録(ログ)が取得・保存される。	1. 不正アクセス防止 ・共通基盤の各種機能の利用にあたっては、ICカードによる利用者認証及び権限管理を行っており、あらかじめ登録された職員以外が特定個人情報にアクセスすることはできない。また、各種機能に係る操作記録(ログ)の取得・保存を行っており、不正使用が認められる場合には、職員の特定が可能であることを周知することで、特定個人情報への不正アクセスの抑止を図っている。 ・本市の庁内ネットワークは、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ設定された通信仕様に基づく通信のみ許可する仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。また、本市の庁内ネットワークは、常時監視を行っており、不正アクセス等の脅威が検知された場合には、監視画面に警告が表示されると共に、脅威の種類、対象端末(又はサーバー、ネットワーク機器)、時間等を記録する操作記録(ログ)が取得・保存される。 ・LGWANと本市のネットワークの間にDMZを設け、共通基盤から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出